

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

奈良県では、「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを基本理念に、平成 19(2007)年に「奈良県食育推進計画」を策定し、以後、概ね5年ごとに評価、見直しを行いながら、食育の推進に取り組んできました。

これまでの3期にわたる計画の推進により、食育の認知度は高まり、県内すべての市町村で食育推進計画が策定されるなど、食育の取組は着実に進展しました。

しかしながら、高齢化の進行や単身世帯の増加、食の外部化、簡便化など食を取り巻く環境は変化しており、本県においても若い世代の食に対する関心の低さや、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足など、食生活に起因する生活習慣病等の増加や働き盛り世代の肥満、若い女性の過度の痩身、高齢者の低栄養など、食に関する健康問題は依然として多く残っています。

また、平成 28(2016)年及び令和3(2021)年に実施した「県民健康・食生活実態調査」からは市町村ごとの特性も明らかになり、市町村格差を減らすことも大きな課題となっています。

本県では、県民の健康寿命を男女とも日本一にすることを目指した取組を進めているところです。この目標達成のためには県民一人ひとりの健全な食生活の実践が不可欠であり、より一層の食育の推進が重要となります。

また、食の基盤である農業や、食に関わる人々の活動についても理解を深めるとともに、環境との調和がとれた食料の生産、消費等に配慮した食育を推進することも必要となっています。

このような状況を踏まえ、本県の特性を生かした食育を県民、関係機関・団体、市町村、関係部局と連携・協働しながら総合的かつ計画的に推進するため、「第4期奈良県食育推進計画」(以下、「計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ及び期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法(平成17年7月15日施行)第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として、奈良県が作成するものです。

また、この計画は、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向け、その歯車としての一翼を担うものです。関連する「歯と口腔の健康づくり計画」、「スポーツ推進計画」、「自殺対策計画」、「アルコール健康障害対策推進計画」、「がん対策推進計画」、「脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」、「保健医療計画」、「医療費適正化計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」と整合・調和を図り、策定するものです。

図1:食育推進計画と関連計画の連携図



«なら健康長寿基本計画（第2期）について»

令和17(2035)年度までに健康寿命日本一を目指し、11個の関連計画を総合的・統一的に進めるための計画であり、保健・医療・福祉・介護等にかかる分野横断的な計画(横串計画=歯車計画)として令和6(2024)年3月に策定。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を最終年度とする6年間とします。

3. 計画の推進体制

(1) 県の役割と各主体との連携・協働

① 県の役割

食育は、健康・教育・農業・食の安全安心・食の担い手の育成・食文化など、取り組むべき分野が広く、関係部局、関係機関・団体も多岐にわたることから、県は計画の趣旨や理念、施策の方針等を多くの方々と共有し、関係者が一体となって食育が推進できるよう、市町村及び関係機関・団体等と連携・協働を図りながら、本計画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 各主体との連携・協働

◆市町村

食育の推進にあたっては、県民により身近な市町村で地域の特性に応じた取組が重要です。市町村食育推進計画の推進を支援し、市町村においてより効果的で充実した食育が推進できるよう連携・協働します。

◆保育所・幼稚園・学校等

子どもの頃から健全な食生活を身につけることは、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。そのため、子どもへの食育を実践する場となる保育や教育関係者と連携・協働し、生涯にわたって切れ目のない食育に取り組みます。

◆職域関係者・保険者等

事業所において雇用する従業員の健康の保持増進ができるよう、健康や栄養に関する情報提供を行うとともに、事業所における健康づくりの取組を支援します。

◆食品関連事業者等

県民が安心して健全な食生活を実践するためには、食品の生産、製造、加工、流通、販売、食事の提供に関わる事業者と消費者の信頼関係が重要になります。そのため、適正な食品表示や食の安全安心に関する情報提供、健康的な食事の提供などの取組を推進します。

◆関係団体・食育ボランティア等

食育活動を行う関係団体やボランティアの活動が地域で展開されることは、県民が日常的に食育を学ぶ機会が増えることにつながります。この取組が地域に根づき、充実したものとなるよう、関係団体・食育ボランティアの活動を支援するとともに、連携・協働した食育を推進します。

◆保健・福祉・医療関係者

保健・福祉・医療関係者や、それらの関係機関・関係団体は、それぞれの活動目的と専門性を生かした食育活動に取り組めるよう、食育推進に関する課題の共有を図り、解決に向けた取組の検討・実施を連携・協働して推進します。

(2)計画の進捗管理

目指す姿の実現にむけて、より効果的で実効性のある施策を推進していくためには、その成果や達成度を客観的で具体的な指標により把握できるようにすることが重要です。そこで、施策に定量的な目標値を設定し、進捗を評価することとします。そして、PDCA サイクルにより、施策を見直し、目標達成に向けてより効果的な取組を展開します。

また、進捗状況等について、奈良県食育推進会議に報告し、今後の推進方策に関する意見を聴取します。